

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	35	府省庁名	国土交通省						
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (都市計画税)								
要望項目名	公社管理有料道路に係る公共施設等運営権が設定された場合の固定資産税等の非課税措置								
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>地方道路公社が管理する有料道路については、「公共の用に供する道路」に該当することから、地方税法第348条第2項第5号の規定に基づき固定資産税等は非課税とされており、地方道路公社が公共施設等運営権を設定した民間事業者が当該道路の運営等を行う場合においても、引き続き固定資産税等を非課税とする。</p> ・特例措置の内容 <p>(固定資産税) 非課税（本則 固定資産の価格の百分の一・四） (都市計画税) 非課税（本則 固定資産の価格の百分の〇・三（上限））</p> 								
関係条文	<p>地方税法 (固定資産税の非課税の範囲)</p> <p>第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に對しては、固定資産税を課することができない。</p> <p>2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に對しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、當該固定資産の所有者に課することができる。</p> <p>五 公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地</p> <p>(都市計画税の非課税の範囲)</p> <p>第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に對しては、都市計画税を課することができない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第三百五十一条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に對しては、都市計画税を課することができない。</p>								
減収見込額	<p><固定資産税等></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">[初年度]</td> <td style="width: 33%;">▲1,217 (-)</td> <td style="width: 33%;">[平年度]</td> </tr> <tr> <td>[改正増減収額]</td> <td>—</td> <td>▲566 (-)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>			[初年度]	▲1,217 (-)	[平年度]	[改正増減収額]	—	▲566 (-)
[初年度]	▲1,217 (-)	[平年度]							
[改正増減収額]	—	▲566 (-)							

要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PPP／PFIについては、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、積極的な推進に取り組んできたところであるが、今後、厳しい財政状況下で、できるだけ税財源に頼ることなく、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、特に、インフラの運営権を設定し、インフラ運営を民間に全面的に委ねる公共施設等運営権方式（以下「コンセッション方式」という。）の事業を中心として、取組を加速化していくことが必要となっている。 ・このため、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」（平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定）において、アクションプランにおけるコンセッション方式の事業規模目標を前倒しし、向こう3年間（平成28年度まで）を集中強化期間として、政府一体となって取り組むこととされており、道路は、コンセッション方式の事業を推進する重点分野の1つとされている。 ・有料道路におけるコンセッション方式の活用については、現行制度では実現できなかったところ、平成24年3月の愛知県からの構造改革特区提案を受け、平成26年5月19日の構造改革特区推進本部決定において、新たに構造改革特区において、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とするために必要な特例を設けることが決定されており、平成26年6月24日閣議決定の『「日本再興戦略」改訂2014』において、早期に法制上の措置を講ずることとされている。 ・構造改革特区法の改正がなされた後、愛知県において、具体的な事業の実施に向けた手続が進められ、平成27年度中にも公共施設等運営権を設定し、民間事業者による運営を開始することが予定されているほか、愛知県以外の地域においても当該方式の活用の検討が進むことが見込まれる。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」に基づき、公社管理有料道路に係るコンセッション方式の活用を推進し、案件の具体化を図るため、コンセッションを適切な条件で実施し、民間事業者の参入促進が図られるよう、現行制度と同様に、固定資産税の非課税措置をお願いしたい。 ・なお、固定資産税等の課税がなされた場合には、地方道路公社から公共施設等運営権者に課税相当額の負担が転嫁されることとなり、その額によっては民間事業者による運営が成立しなくなる可能性があることから、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」に基づく道路のコンセッション方式の実現（平成28年度までの事業目標件数1件）が困難となるおそれがある。
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>①PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）（抜粋）</p> <p>（1）公共施設等運営権制度を活用したPFI事業：2～3兆円 ○ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の活用</p> <p>②日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋） ○コンセッション方式の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する。具体的には、空港においては対象を仙台空港など国管理空港等に拡大することについて、早期かつ着実な実施を目指す。また、上下水道事業への積極的導入や地方道路公社の有料道路事業における活用等を推進する。 <p>③PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について（平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定）（抜粋）</p> <p>1 趣旨 ～アクションプランにおける公共施設等運営権方式の事業規模目標を前倒しし、政府一体となって取り組むこととする。</p> <p>2 集中強化期間における重点分野及び数値目標の設定 上記を踏まえ、集中強化期間における重点分野及び数値目標を設定する。</p> <p>① 向こう3年間（平成26年度から28年度）を集中強化期間とする。</p> <p>② 空港、水道、下水道、道路を集中強化期間において公共施設等運営権方式の事業を推進する重点分野とする。</p> <p>③ 集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業の数値目標は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 事業規模目標：2～3兆円 (2) 事業件数目標：空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件</p> <p>④「日本再興戦略」改訂2014（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋） iii) PPP／PFIの活用 ②事業環境整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」（平成26年5月19日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。
		<p>政策の達成目標</p> <p>可能な限り速やかに（早ければ平成27年度中にも）公社管理有料道路に係るコンセッション（公共施設等運営権の設定）を行う。</p> <p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p> <p>—</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>
政策目標の達成状況		<p>H26.4 愛知県において「民間事業者による有料道路事業の運営に関する意見募集」の開始 H26.5 「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」（構造改革特区本部決定）新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置 「民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。」 H26.6 「日本再興戦略」改訂2014 早期に法制上の措置を講ずる</p>

有効性	要望の措置の適用見込み	構造改革特区法の改正がなされた後、愛知県において、具体的な事業の実施に向けた手続が進められ、早ければ平成27年度中にも公共施設等運営権の設定を行い、民間事業者による運営等を開始することとしており、当該非課税措置が適用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	公社管理有料道路に係るコンセッションを適切な条件で実施し、民間事業者の参入促進が図られることにより、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」に定める目標の実現に資することから、現行制度と同様に、固定資産税の非課税措置は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税：公社管理有料道路に係る公共施設等運営権の設定登録についての特例措置の創設（登録免許税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	公社管理有料道路に係るコンセッションを適切な条件で実施し、民間事業者の参入促進が図られることにより、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」に定める目標の実現に資するという目的に鑑み、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—